

【研究ノート】

英国における地域政策の淵源と 理念に関する覚書

石 見 豊

目 次

1. はじめに
2. 戦前の地域政策とバーロー・レポート
3. ハワードの田園都市構想と地域政策の理念
4. 都市計画と地域政策
5. おわりに

1. はじめに

英国の地域政策は、いつ頃始まり、それは何を目指していたのか、それについて整理することが小論の目的である。そもそも、地域政策とは何かという本質的な問題がある。それについて、明確な定義をしない限り、地域政策の淵源や理念を明らかにすることはできないという意見もあるだろう。ただし、ここでは、この定義の問題について詳細な検討を行なうことなく、次のような大雑把な2つの前提の下で、地域政策の淵源や理念を探る作業に入ることとする。その大雑把な前提とは、第一に、「地域（region）」とは、サブ・ナショナルなレベルを指し、これは、カウンティ（county）やディストリクト（district）などの地方自治体に用いられる“local”の概念よりは広域の空間を意味するという前提である。第二は、地域政策の目的や特徴に関する前提である。地域政策とは、主として、地域の経済的發展を目的とした政策を指すが、地域の雇用の安定を目指す社会政策的な面と文字通りの経済發展や経済開発を目的とした経済政策的な面の両面があるということである。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

さて、そこでいよいよ本題の英国における地域政策の淵源と理念に関する検討に移るが、小論では、それを次の3つの方面から明らかにしていきたいと考えている。第一は、英国における「戦後地域計画のバイブル」(Owen 1989 p. 43) とも呼ばれる「バーロー・レポート」の内容を整理することである。第二は、英国において地域政策の理念を形成することに関して多大な影響を与えたと思われる、エベネザー・ハワードの田園都市 (garden city) の考え方について整理することである。第三は、地域政策を進める際の法制度上の枠組みとして、都市計画制度について整理することである。小論が対象とする時期を踏まえて、特に1947年都市農村計画法制定の背景とその内容について整理する。これらの3点については、いずれも翻訳や優れた邦文での紹介文献が既にあり、小論は多くの部分をそれらの先行研究に頼っている。その意味で、小論は、英国における地域政策の淵源と理念について探るための予備的な作業を行ない、それを研究の一里塚として「覚書」のかたちにとまとめたものである。

2. 戦前の地域政策とバーロー・レポート

(1) 戦前の地域政策のはじまり

英国における地域政策の起点をいつと見るのかについて、マックローンの『イギリスの地域開発政策』では、「イギリスにおける地域政策の第一歩は、1928年に産業移転委員会 (Industrial Transference Board) が設置されたことである」としている。これは、衰退産業に属していた労働者に求められる技能を再教育し、労働者を拡大が期待される産業やその土地に送り込むという労働者移動政策を中心とするものであった。この政策は、1930年代を通して続けられたが、「これは、地域政策というよりも労働政策に近かった」。より本格的な「地域政策は、特別地帯法 (Special Areas Act) の施行とともに1934年に始められた」(マックローン 1973 pp. 94-95)。

同法に基づき、特に失業者が多い4地域 (ウェールズ南部、イングランド

北東部、カンバーランド西部、スコットランドのクライドサイド—北ランカシャ工業地帯）が特別地帯に指定された（Dennison 1939 p. 126）。そして、イングランドおよびウェールズに1人、スコットランドに1人のコミッショナーが任命された。これらのコミッショナーに対して、総額200万ポンドの財源が支出されたが、その財源は充分ではなかった。また、コミッショナーに与えられた権限も限られていた¹⁾。イングランドおよびウェールズ担当コミッショナーのマルカム・スチュワート卿（Sir Malcolm Stewart）は、政府への報告書の中で、この状況に対する改善を繰り返し訴えた。その結果、1936年4月に政府の支援を得て、イングランド銀行によって、資本金100万ポンドを有する特別地帯復興協会（Special Areas Reconstruction Association: SARA）が創設され、特別地帯内の小企業に資本を貸し付ける道が開かれた（マックローン 1973 pp. 95-97）。

また、1937年には特別地帯修正法が制定され、それに基づいて、大蔵省の主導により大企業向けの貸付を可能にする政策や、税制上の誘導措置が採られた²⁾。これらの試みは、いずれも特別地帯への産業誘致を目的としていた。そして、この産業移転策は、冒頭で述べた労働者の移動策とセットで考えられていた。ただし、当時は全国的に労働力が過剰で各地で労働者が余っていたので、労働者の移動は、産業誘致の誘因とはならなかった。1930年代の後半以降、労働者の移動数が減少し、この労働者移動策の失敗が明らかになった。2人のコミッショナーは、産業移転委員会の労働者移動策に反対であったと言われている（同上 pp. 98-101）。

(2) バーロー委員会の設置

イングランドおよびウェールズ担当コミッショナーのマルカム・スチュワート卿は、政府へ提出した第三次報告書において、高い失業率に苦しむ特別地帯の問題を解決するためには、人口集中やスラム問題を抱える過密地帯（特にグレーター・ロンドン）の拡大を抑制し、両者の均衡ある発展を調整しなければならぬと主張していた（同上 pp. 104-105）。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

これを契機として、英国議会は、1937年7月に「産業人口の分布に関する王立委員会（Royal Commission on the Distribution of the Industrial Population）」を設置した。委員長は、経済学者で政治家としての経験も持つモンターギュー・バーロー卿（Sir Montague Barlow）が務めたことから、この委員会は「バーロー委員会」と呼ばれ、1940年1月に英国議会に提出された報告書は「バーロー・レポート」と呼ばれた。バーロー委員会は、バーロー卿の他、12名の委員で構成されたが、彼らはそれぞれに、政治、経済、法律、都市計画などの分野の専門家であった。その中には、後に大ロンドン計画の作成を担うことになるロンドン大学のアバークロンビー教授（都市計画学）も含まれていた。委員会は、「29回の公的な会合を催し、50の団体や個人あるいはその代理人から口証を得、さらに72の団体と個人から文書資料を得た」（バーロー・レポート 1986 p.1）³⁾。

バーロー委員会に対する諮問事項は次の3点であった。

- ①現在の産業人口の分布の諸原因と将来その分布に起こりうる何らかの変化の方向
- ②集積の持つ社会的・経済的・戦略的不利益
- ③もしあるとすれば、国家的利益の観点からとられるべき改善策（同上 p.5）

（3） バーロー・レポートの概要

報告書は、第Ⅰ部の諸原因、第Ⅱ部の社会的・経済的および戦略的不利益、第Ⅲ部の一般的調査に関連した諸課題、第Ⅳ部の対策と、3名の委員による一部意見の保留事項、アバークロンビー教授ほか2名の少数意見、アバークロンビー教授個人による産業立地計画に関する反対意見、多数意見報告に対する付録で構成された。第Ⅰ部は上記の諮問事項の①、第Ⅱ部は②、第Ⅲ部および第Ⅳ部は③にそれぞれ対応していると言える。以下では、これらの報告書の各部の内容について簡単に述べる。

《第Ⅰ部 諸原因》

まず、第Ⅰ部では、19世紀初頭以降の産業および産業人口の分布に見ら

れる諸変化について考察しているが、第1次世界大戦の前後で2つの時期に区分している。「大戦前の50年間は、わが国の鉄道が事実上遠距離輸送を独占し、運河と沿岸航路のみがその競争相手であった時期である」（同上 p. 18）としている。この時期の人口集積は、海運と商業を中心としたものと、鉱工業を中心としたものに分けられると述べ、前者を代表するのがロンドンとリバプールであり、後者については、クライド河口、ノース・イースト・コースト、イースト・ランカシャー、ウェスト・ライディング、ウェスト・ミッドランズなどを主な人口集積地として挙げている（同上 pp. 28-29）。これらの人口集積地は、バーミンガム地域を除いて、基礎産業⁴⁾に大きく依存していて、「最終的にはイギリスにおける『基礎』産業の分布が産業人口の分布を決定するのである」としている（同上 p. 34 および p. 28）。

もう一つの時期である第1次大戦後については、まず人口変化の状況が記されている。1921年から37年の間に総人口は約4275万人から4600万人に7.5%増加したが、ロンドンおよびホーム・カウンティーズ⁵⁾では約18%増加したのに対して、他の地域ではそれ程ではなく、地域間の不均等が見られたと述べている（同上 p. 36）。そして、不況産業の傾向について、「ノースおよびウェストにおける主要工業地域の産業経済の基礎を構成する主要な『基礎』産業の衰退であり、電力および石油利用の増大による蒸気力の独占の解体であり、内燃機関の発明と道路輸送の増大による鉄道輸送の独占の解体であった」としている。また、これに加えて、産業をめぐる変化として、軽工業の発達とそれに伴う雇用における婦人労働力の増加を挙げている（同上 p. 43）。そして、結論として、これらの産業構造の変化を受けて、工業およびそれに従事する人口はロンドンの過密地区から郊外および周辺の農村部に移動したが、首都でもあるロンドンの市場としての重要性はますます高まり、特にサービス業や軽工業がロンドンおよびホーム・カウンティーズ、そして、サウス・イーストに集中する懸念について主張している（同上 pp. 46-47）。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

《第Ⅱ部 社会的・経済的および戦略的不利益》

社会的な不利益について扱った章では、健康、住宅供給、都市・農村計画、地方行政区域、レクリエーション：公共オープン・スペースと運動場、煤煙と騒音などの項目について、統計データに基づいた検討が加えられている。その結果、各地における住宅の密集度と住宅内での混雑は英国の全地域で共通に見られる特徴であるが、北部の諸都市と南部の諸都市を比較すると、南部のほうが良好で、北部のほうが劣悪な状況にあるとしている。これは南部の恵まれた気候の影響に加えて、北部の煤煙などによる工業的性格のためであると述べている（同上 p. 75）。一方、ロンドンについては、交通の混雑は他地域より激しいが、全死亡率および幼児死亡率は他のコナベーション⁶⁾に比べて極めて良好であると述べている。それは、ロンドンの医療、教育、アメニティ（公園、博物館・美術館など）の高さと関係しているとしている（同上 pp. 78-79）。これらの点を踏まえて、結論として、「大都市あるいは特定の地域における産業および産業人口の集積は、もし常に都市ないし地域がうまく計画されるならば、他地域で経験されるよりも高い死亡率や、あるいはその他の社会的な不利益を恐らく引き起こさなかったであろう」と述べ、特に、無計画な建築が行なわれた過密のインナー・エリアと、商工業の発展の結果としての都市中心部における住宅から商工業への転換の2点を問題視した。そして、取り組むべき政策として次の3点を挙げた。①過密都市の再開発および文化的・自然的特質の増大、②産業および産業人口の過密地域からの広域分散、③ロンドンの成長に対する防止措置の3点であった（同上 pp. 79-81）。

経済的不利益および戦略的不利益を扱った2つの章は、上記の社会的な不利益に関する章と比べて、内容的にも分量的にも簡単に述べられている。ここでも結論だけを記すことにする。経済的不利益として最も強調して述べられていることは、労働者の職住分離と長距離通勤に伴う悪影響についてである。工業労働者の多くがロンドンの東部および南東部に居住しているが、新しい工業はロンドンの北西部および西部に集積している。これは「市を縦断

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

する交通量の著しい増加を招き、そして混雑および賃金に対する交通費の割合を増大させることになる」。また、「家庭と職場の間を毎日長距離通勤しなければならないために、労働者が被る疲労によって効率と生産高に与える逆効果のリスク」があると述べている（同上 p. 89 および p. 94）。

戦略的不利益とは、他国（特にヨーロッパの国々）との戦争が勃発した際に、空からの爆撃により予想される被害についてである。ロンドンの中心部（インナー・ロンドン）などの過密地域における死傷者などの被害は非常に大きい。民間の産業施設および政府の事業所は、密集地域から広域に分散することを提案している。英国のいかなる地域も空襲から安全な所はないが、「例えば小麦の製粉・貯蔵またはガソリン供給品の収集にとって、ノースあるいはウェストの港がイーストおよびサウスの港よりも戦争被害の規模の点で明らかに有利性を持っている」と述べている（同上 p. 99）。

《第Ⅲ部 一般的調査に関連した諸課題》

第Ⅲ部は、本報告書の中でも最も分量が多く、内容も多岐にわたる。1932年都市農村計画法の内容や、密集地域の広域分散のねらいから田園都市、衛星都市、工業団地に関する検討など、興味深い内容が多いが、ここでは、特定・不況地域の問題について扱った第12章とロンドンの問題に関する第14章の内容について主に記す。

第12章では、19世紀に見られた工業移動の状況（鉄鋼業の中心が、サセックスやケントからサウス・ウェールズやブラック・カントリーに移ったこと、羊毛工業がイースト・アングリアからウェスト・ライディングに移動したこと）について触れている。それに続いて、小論の冒頭でも紹介した1934年特定地帯法⁷⁾の内容やコミッショナーの果たした役割などについて記している。これらの内容を踏まえて、第Ⅳ部で設立を要求する国家産業委員会が、不況地域を予測し、不況地域では公共事業の開発を推進すること、産業の多角化を図り、全国的に均衡がとれ合理的な産業開発を促進すべきであると主張している（同上 p. 150）。

第14章では、ロンドンの範囲について複数の捉え方を挙げている⁸⁾。ロ

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

ンドン・コナベーション（グレート・ロンドン）をインナー・ロンドン、アウター・ロンドン、ホーム・カウンティーズの3つに分け、1801年から1937年の間の人口変動について、インナー・ロンドンではわずかに減っているが、アウター・ロンドンやホーム・カウンティーズでは増加していることを示している（同上 p. 158）。また、ロンドン・コナベーションでは多数の計画機関が存在し、首尾一貫した計画が作成できていないことについても問題視している。こうした状況に対して、1921～23年に王立委員会が設置され、グレート・ロンドンの地方行政組織について研究が行なわれたが、その勧告は実行されなかったとしている（同上 pp. 171-172）。

最後に、地域主義について扱った第15章についても簡単に触れておく。小論は、英国における地域政策の淵源と理念を探ることにねらいがあるが、地域政策がどのような行政組織により担われたのかという点に強い関心がある。その点から筆者はこの章に関心を持った。中央政府（特に保健省、労働省、交通省、郵政省など）の都合からも、また、住民への行政サービスの提供の都合からも、広域的な地域区分が求められているとしている。また、1937年のタイン・サイドに関する王立委員会の報告書では、行政サービスを地域的なもの（公衆衛生、医療、教育、公的援助、警察など）と地区的なもの（自治体により担われるもの）に分類することが勧告されたとしている（同上 p. 177）。そして、各地域に地域評議会を設置し、それが計画に関する責任を有することを提案している。ただし、その地域評議会の構成をどうするのか（住民の直接選挙か代議員制か）、その組織的権限や財政をどうするのかという点をめぐって問題が発生することを予想している（同上 p. 178）。

《第IV部 対策》

対策について提案する第16章の結論の章は、A 改善策の例、B 改善のための行動の目的と性質、C 政府の行動のための機構の3つの内容で構成されている。ここでは、筆者の問題関心の点と最も結論的な内容を記している点からBおよびCの概要について述べる。

Bでは、委員会の全員一致の結論として次の点が承認されたとしている。

- ①問題の性質と緊急性の点から、国家的な行動をとることが必要で、そのために、権限と性格の点において、全国的な中央機関の設置が求められる。ただし、この新設の機関は、既存の政府部局の権限や活動範囲と区別され、それを超えるものではない。
- ②上記の国家的行動の目的は以下のようなものである。a. 混雑した都市地区の再開発、b. 都市地区からの産業および産業人口の分散（田園都市、衛星都市、工業団地など）、c. 産業発展の多角化・合理化・均衡化の推進。
- ③新設の中央機関は、地域的および地区的な事項に関して、都市農村計画法などにより策定された実施計画を点検し、他の関係政府省庁と協力し、相互調整する。
- ④失業問題は本委員会（バーロー委員会）の諮問事項の枠外であるが、特定・不況地域や、産業および産業人口の集中による不利益の問題に関係する場合に限り、中央機関は考慮の対象に加える。
- ⑤中央機関の権限は次の通りである。a. 現在いろいろな政府機関が有している産業立地に関係した情報の収集と調整、b. 産業立地に影響がある自然資源（土地、農業、アメニティなど）の情報収集・調査、c. 産業立地問題に関する政府、地方当局、企業家への助言、d. 広報および年次報告（同上 pp. 199-201）。

一方、Cではまず新設の中央機関に付与される権限などに関する委員間での意見のちがいについて記されている。委員間の意見は次の3つに分かれた。

- ①多数意見は、産業立地に関する調査・助言・調整を行う「国家産業委員会」の設置を勧告した。この委員会は、公職経験および雇用主、被雇用主などの立場と経験を考慮して、委員長（常勤職）と3人の委員により構成されるとした。委員は、保健省、交通省およびスコットランド省の大臣との協議を経て、商務省の大臣により任命される。また、地域ごとの組織を設立する権限を持つとされた（同上 pp. 202-203）。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

- ②J.H. ジョーンズ教授、G.W. トムソン氏、W.E. ホワイト卿の3人の委員は、一般的な原則では上記の多数意見を支持したが、ロンドンおよびホーム・カウンティーズの問題の緊急性を重視し、設立されるべき中央機関は、これらの地域をこれ以上成長させないような強力な権限（立地規制）を付与されるべきであると強く主張した。また、この立地規制は、必要に応じてロンドン以外の他の地域にも適用できることを求めた（同上 p. 215）。
- ③最後に、P. アバークロンビー教授、H.H. エルビン氏、ヒチンズ夫人の3人の委員は、多数意見とはかなり異なる組織と機能を持つ新しい国家機関の設立を勧告した。この3人の委員は、報告書の第I部には同意しているものの、第II部および第III部の分析には説得力が欠けているとして同意していない。当然の結果として、第IV部の対策についても同意しないことになるが、彼らは、産業立地の調査と規制および国土計画の推進と監督を担う新しい省（産業省）の設立を提案した。同省は閣僚を長として、十分な行政的・管理的権限を有するとした（同上 p. 227 および p. 230）。

(4) バーロー・レポートの意味

この節を締めくくるにあたり、バーロー・レポートがその後の英国の地域政策の発展に与えた意味について考えてみる。バーロー委員会の設置目的は、上記のように、産業の衰退地域の振興のためには、過密地域の問題まで含めて総合的に検討する必要があるとの認識に立つものであった。バーロー委員会は、極めて短期間の間に、多くの資料と口証に基づいて、当時の英国を取り巻く社会経済（特に産業や交通の状況）をめぐる変化について検討した。20世紀前半のこの時期に、このような包括的かつ科学的（統計資料に基づいた）な検討が行なわれたことの意義は大きいと言える。

また、バーロー・レポートの結論は、衰退地域と過密地域間の不均衡をなくし、全国の均衡ある発展を実現するために働く中央機関の設置を提案することにあつたが、当該機関の性格（権限範囲）や組織形態めぐり、委員

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）間で意見が分かれたことが特徴的であった。過密地域であるグレーター・ロンドンを対象とした産業立地に関する調査・勧告権を持つ機関にすべきか、グレーター・ロンドン以外にも適用可能でより強い立地規制権限を持つ機関にすべきか、また、委員会（Board）という臨時的性格を持つ組織形態にすべきか、省（Ministry）という恒常的性格を持つ組織形態にすべきかという議論であった。委員間の意見のちがいを多数意見、少数意見として報告書に明記した点に委員会運営の民主性を感じると共に、地域政策の実施機関のあり方の難しさを感じた。

最後に、報告書では、過密地域の問題を解決するために、随所で分散または広域分散の語が用いられ、その際の受け皿として田園都市、衛星都市、工業団地などが想定された。その意味でも、次にハワードの田園都市の構想について振り返ることにする。

3. ハワードの田園都市構想と地域政策の理念

(1) ハワードが目指したもの

英国のみならず世界の都市計画の歴史に多大な影響を与えることになったエベネザー・ハワードの田園都市に関する著作『明日－真の改革に向けた平和的な道（*To-Morrow: A Peaceful Path to Real Reform*）』が出版されたのは1898年であった。その後、一部改訂⁹⁾を経て、1902年に『明日の田園都市（*Garden Cities of To-Morrow*）』として再刊された。ハワードが構想した田園都市の意味は、彼の著作の序文に有名な「3つの磁石（the Three magnets）」のイラストと共に次のように簡潔に記されている。

「実際には、選択肢はみんながいつも考えているように二つ—つまり町の生活といなか生活—しかないわけではない。第三の選択肢があり、そこではきわめてエネルギーで活発な町の生活の長所と、いなかの美しさやよるこびのすべてが完全な組み合わせとなって確保されるのだ」（ハワード 2016 p. 69）。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

また、田園都市は総面積で24km²が予定されたが、その内、20km²が農地で、4km²が都市とされた。後者の都市部分のイメージについて次のように記している。

「道路用地もたくさんあるし、道路の一部は壮大きわまる幅員で、実にゆったり広々としていて、日光や空気が自由に出入りして、さらにそこに木々や茂みや草が植わり、町になかばいなかのような様相をもたらしてくれる。また市役所、公共図書館、美術館や画廊、劇場、コンサートホール、病院、学校、教会、水泳プール、公共市場などにも十分な用地がある。さらには70ヘクタールの中央公園、さらに幅員140mで全長5km弱のすばらしいアベニューが、広々とした大通りと交差したり、学校や教会があるところをのぞけば途切れることなく続く」（同上 pp. 105-106）。

上記の記述にもある「グランドアベニュー」と呼ばれるグリーンベルトが、町の中心部と外周部を区切り、外周部には「工場や倉庫、乳製品店、市場、石炭置き場、材木置き場など」があり、また、鉄道の支線も引かれて、物資の輸送を容易にする工夫が凝らされている。さらに、「町の廃棄物は敷地の中の農業部分で活用される」（同上 pp. 85-86）。このような完全に自律的な機能を有する都市がイメージされている。

このワードによる田園都市の構想の中で最も特徴的なのは、その建設資金の調達や財政運営の方法についてである。24km²（6000エーカー）の敷地の購入額を24万ポンド（1エーカーあたり40ポンド）としている。社会的地位のある4人の紳士がこの敷地を購入し、その法的所有者となる。その際の購入資金は、担保付き債権（平均金利4%以内）の発行により調達される。田園都市に住む人々は、この所有者に地代を支払う。所有者（信託管理人）は、その地代から債権の金利と元本返済用積立金を支払って、残金を田園都市の自治管理組織である協同組合にわたす。協同組合は、その金を使って道路や学校、公園などの必要な公共施設の建設と維持管理を担うというしくみである（同上 pp. 78-79）。第2章と第3章では、農業地と市街地から得られる田園都市の歳入の予測について記されている。一方、第4章と第5

章では、田園都市の歳出の予測について述べられている。

続く第6章では、田園都市の行政管理について述べられているが、協同組合の管理のしくみは、運営委員会と呼ばれ、それは中央評議会と各種の部の2つで構成される。中央評議会は、一般的な地方自治体以上の大きな権限を持ち、特に、①敷地のレイアウトについての全体計画、②学校、道路、公園など、それぞれの部にまわされる金額、③全体としての統一性と調和を保つための必要最低限の部門監督と統括手段などに関する責任を有している。後者の各種の部は、①公共管理部門（財務、評価、法律、監査）、②エンジニアリング部門（道路、公園や公開空地、地下溝、排水、下水、運河、路面電車、灌漑、学校以外の公共建築、動力と照明、通信）、③社会目的部門（教育、図書館、浴場と洗濯所、音楽、レクリエーション）の3部門で構成される。これらの部門の委員は、税・地代の支払い者により選挙を通じて選出される。また、中央評議会は、各部の部長と副部長で構成される（同上 pp. 149-154）。

田園都市で展開される事業は、例えば店舗での販売などにおいても、店舗数などはある程度、制約され、過度の競争は見られない。その意味では、全ての事業が公共と民間との中間の準公共的性格を持っている（同上 pp. 156-158）。ただし、田園都市の実験は、共産主義や社会主義的に見られることを拒絶している（同上 p. 185）。どちらかと言えば、フィランソロピーや慈善団体に近く、「コミュニティ全体の福祉を目指す」もので、「自治体支援」活動と呼んでいる（同上 pp. 170-171）。

24km²（都市地域は4km²であるが）の田園都市の人口は3万2000人と想定されている。その想定人口を超えたらどうするのだろうか。それに対して、ハワードはある程度離れたところに第二の田園都市を建設することを提案している。そして、その田園都市間を鉄道で結べば、流通や市民の移動が容易であるとしている。田園都市を拡大するのではなく、グリーンベルトによって分断されたところに第二の田園都市を建設するというのが要点である（同上 pp. 235-236）。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

終章にあたる第13章では、ロンドンの将来について述べられている。田園都市が建設されることにより、ロンドンの過密度は緩和されることが予想されている。地価は下がるので、その分の市民の負担は軽減されるが、税負担は減らないばかりか増えるかもしれないとしている。過密度が緩和されることにより、劣悪なスラム物件が取り壊され、そこに公園やレクリエーション場、市民農園などが、納税者の負担によってではなく、地主階級の完全な負担によって、それもそれが彼ら（地主たち）の自発的な行動によって行なわれるべきことを求めている。また、ロンドンの市内にも健全な雇用の機会が確保されることがロンドンの発展と維持のためには必要であり、その責任も地主たちに求めている。田園都市の建設により、ロンドンの外に雇用の機会が設けられたことにより、ロンドン内にも適切な雇用の機会が確保されなければ、人々はロンドンから出て行くことになるからである。そうすると、「ロンドン死ぬしかない——そうなったら地主たちは悲惨な窮状に陥る」としている（同上 pp. 252-254）。

これらのハワードの議論を読むと、ハワードが目指していたことは、住まいと仕事の両面で人間らしい暮らしを取り戻すことではなかったかと思う。そのために、エネルギーに溢れ便利で魅力的だが、家賃が高く劣悪な住環境の「都市」（ロンドンに代表される）と、豊かな自然に恵まれてはいるが、農業以外に仕事のない「田園（農村）」の両者の長所を合わせ、短所を相殺した第三の選択肢としての「田園都市」を提案した。そして、健全な住宅と雇用の機会に恵まれた田園都市という選択肢を示すことにより、都市の過密を緩和し、都市自体に住宅と雇用の両面にわたる改革を迫ったことが、ハワードが目指したことと言える。

（2） 田園都市論の評価とその後の展開

ハワードは、『明日－真の改革に向けた平和的な道』（1898年）の出版後、積極的に講演活動などを行ない、田園都市の構想は次第に世間の注目を集めるようになった。1899年には、その支持者により田園都市協会（Garden

City Association) が設立された。そして、1903年には、ロンドンから56km (35マイル) の距離のハートフォードシャーの15.45km² (3818エーカー) の土地を購入し、初の田園都市レッチワースの建設が始まった。当時はまだ無名だったが都市計画家のレイモンド・アンウィンと建築家のバリー・パーカーという傑出した技術力を持つ2人が設計を担当し、ハウードの理想を形にした¹⁰⁾。その後、1920年には、レッチワースよりロンドンに近い（ロンドンのキングスクロス駅から北へ約30kmの地である）ウエルウィン田園都市の建設が着手された。ハウードは、1905年からレッチワースで暮らしていたが、1921年からはウエルウィンに移り住み、国際住宅・都市計画協会の会長などを務め、1927年にはナイトの称号を与えられ、1928年に他界した。

エベネザー・ハウードの名は世界中で知られ、彼の田園都市論は都市計画の歴史において非常に重要な位置を占めると思われるが、後世の専門家の間での評価はあまり良いものとは言えない。ハウードと共に、レッチワースやウエルウィンの田園都市の建設を担ったフレデリック・オズボーンも、『明日の田園都市』（1902年）の序文で、その点に触れている。都市計画のほとんどの専門家はハウードの本を読んでいない。それは、ハウードの本が「専門用語を避けているし、大した学歴も示しておらず、歴史的、人口学的な記述もほとんどない」¹¹⁾ からであると説明している。また、「ハウードが都市問題の核心にたどりついたのは、系統的な事実探索と分析によるのではなく、無自覚的な人間的な理解によるものだったのだ」としている（同上 pp. 9-10）。

ハウードの田園都市論は、上記のように過密を解消し、人間的な暮らしを取り戻すという点で社会改良的なねらいを持っていたが、同じく社会改良を目指していたフェビアン協会からも批判の眼差しを受けていた。それはハウードの構想が理想主義に走り過ぎ、実現可能性を無視していると見なしたからであった（同上 p. 11）。

レッチワースやウエルウィンの田園都市としての発展の歴史については、

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

英語での文献はもちろんのこと、日本語でも多くの紹介文献がある¹²⁾。レッチワースやウエルウインの田園都市としての発展の歴史は、それが国家の方針転換（70年代末までの福祉国家的な政策から、サッチャー政権誕生以降の新自由主義的な民営化策への転換）や住民参加の有無によって影響を受けながら展開されたことから、住宅政策のテーマとしてだけでなく地域政策や地方自治の面からも非常に興味深い。しかし、それは、英国における地域政策の淵源や理念を、戦前期（第2次大戦の終わり頃まで）を対象にして検討する小論の範囲を超えている。そこで、ハワードの田園都市論の評価について考えるというここでの課題を踏まえて、レッチワースやウエルウインの田園都市としての建設の初期の時期の状況について少しだけ見ることにする。

西山八重子は、著書『イギリスの田園都市の社会学』において、レッチワース田園都市の発展の歴史を3つの時期に分けている。第1期は1903年から1962年までの期間で、民間の「営利限定的な会社」として公益有限会社（Public Limited Co.）の形態をとった時期であり、第2期は1963年から1995年までの期間で、国家の機関である公社組織となり、レッチワース田園都市公社（Letchworth Garden City Corporation）となった時期である。そして、第3期は再び民間組織（慈善的な非営利事業組織）になり、レッチワース田園都市ヘリテッジ財団（Letchworth Garden City Heritage Foundation）になった時期である。つまり、レッチワース田園都市は、これまでに3回、経営組織や経営方法が変更されてきた¹³⁾（西山 2002 p. 73）。レッチワース田園都市の発展の歴史は陰しく、西山はそれについて詳しく記している。小論の関心はその中でも第1期にある。

西山の説明によると、1898年に田園都市協会が設立された時には、そのメンバーは12人に過ぎなかった。しかし、1901年に元自由党の下院議員で勅撰弁護士のネビル（Nevill, R. K.C.）が会長になり、雑誌『スペクテーター』の編集者として有名なアダムズ（Adams, T.）が事務局長になると、協会の活動は活発化した。ただし、その後、レッチワースの建設や運営をめぐ

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

って¹⁴⁾、ハワードはネビルやアダムズらの経営幹部と対立し、次第に組織内で孤立していった（同上 pp. 75-77）。その要因は、ネビルやアダムズらが実務家的な経営の視点に立ったのに対して、ハワードはどこまでも田園都市本来の理念（株主の利益ではなく、住民の利益）を優先したからであった。このハワードの理想主義が、田園都市の魅力でもあり、その一方で、ハワードの田園都市論が現実的でないと批判される理由でもあった。

さて、ここでハワードの田園都市論に関する整理を終えるにあたり、彼の主張が、英国の地域政策の特に理念面に与えた影響について改めて考えてみる。繰り返しになるが、ハワードはロンドンに代表される都市の過密に起因する不健全な暮らしを問題視し、その分散策として人間的な暮らしの拠り所として都市と田園（農村）の双方の長所を併せ持った「田園都市」を構想した。そして、そこで暮らす住民は、土地を所有するのではなく、賃借し、田園都市の運営にも一定の責任を持つことを提案した。貧困や格差の原因を土地問題に求め、官（政府）でもなく民（民間資本）でもない住民自治によるまちづくりの形を提示したことがハワードの意義と言える。その後、政府は、都市の過密化と住宅不足の解消のため、分散化政策としてニュータウンの建設を推進する。分散化の点では共通点を持つものの、趣旨や理念の点で田園都市とニュータウンは全く異なるものと言える。

4. 都市計画と地域政策

(1) 戦前の都市計画と地域政策をめぐる状況

ここでは、これまで整理してきたバーロー・レポートやハワードの田園都市論に関する部分を除いて、戦前の都市計画や地域政策に関する状況について、カリングワースの『英国の都市農村計画（*Town and Country Planning in England and Wales*）』を参考にしながら整理する。

カリングワースは、「行政の課題としてのイギリスの都市農村計画は、公衆衛生と住宅政策から発展してきた。19世紀の人口の増加と、さらにそれ

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

よりもっと重大なことであった都市の膨張とは、新たに公衆衛生の問題をひきおこし、それに伴って行政に新しい課題をもたらしたのである」と述べている。こうした課題に対して、19世紀の公衆衛生関係の立法は、適当な衛生環境を作り出すことを目標にして、道路や建物の構造や設計を規制する建築条例の制定と執行の権限を地方自治体に付与した（カリングワース 1972 p. 21）。

都市計画の名を持つ最初の法律は、1909年に制定された住宅・都市計画法（Housing, Town Planning, Etc., Act, 1909）であった。この法律では、新しい住宅地の開発を規制するため、都市計画（Town Planning Scheme）を策定する権限を地方自治体に付与した。これに先立って、1868年には労働者住宅法（Artizans and Labours Dwelling Act）、1875年には労働者住宅改良法（Artizans and Labours Dwelling Improvement Act）、1894年にはロンドン建築法などの立法が制定されていた。つまり、これらの公衆衛生や住宅対策の蓄積の上に、都市計画の考え方が発展したと言える（同上 pp. 22-23）。

第1次大戦後の1919年には住宅・都市計画法が制定され、全ての市と人口2万以上の町は都市計画を準備することが義務づけられた。しかし、その準備の期限は延長され、さらにその後、1932年の都市農村計画法によりその規定は廃止されてしまった。そして、この1932年法では、計画策定の権限を、建築地、未建築地を問わずほとんど全ての土地に拡大した。このように規制権限が強化されたのは、交通機関の発達により郊外の都市化が急速に進んだことに対処するためであった。また、1932年法は、土地を住居地域、工業地域などの用途に区分し、建物の数や周囲の空地などを制限するゾーニング計画を有していた。さらに、1935年には幹線道路沿いの開発を規制するリボン状開発規制法（Restriction of Ribbon Development Act）が制定された（同上 pp. 25-26）。

カリングワースは、戦前の都市計画制度の問題点は、地方行政のしくみにあると考えていた。都市計画権限を持った地方自治体は、特別市（County Borough）と市町村などの基礎自治体であった。特別市は人口規模も多く、

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

都市計画の主体として問題がなかったが、市町村は都市計画を策定する単位としては脆弱であった。そこで、複数の市町村間で連合計画委員会を設置する制度や県（County）も連合計画委員会に参加できるしくみが設けられていたが、あまり効果がなかった。また、土地所有者が提案する開発計画に問題がある場合でも、それが地元の商工業を潤し、税収の増加が見込める場合には、市町村はその計画案を拒否することは少なかった。これに対して、中央政府（保健省）は自治体を規制する権限も誘導する手段（補助金など）も持っていなかった。そして、1930年代に住宅ブームが到来し、都市化が急速に進展したが¹⁵⁾、それを食い止める術はなかった（同上 pp. 27-29）。

（2） 1947年都市農村計画法の制定に向けて

戦前の都市計画制度の不備は上記の通りである。また、地域政策については、前に述べたように不況地域への取り組みが着手され、バーロー・レポートも提出されたが、第二次世界大戦の開始により、その提案は棚上げにされた。皮肉なことに、戦争の影響により、不況地域に武器製造工場が建てられ、不況地域における失業問題は解消していた。

1941年には早くも、戦後再建へ向けた3つの委員会が設置された。「補償と開発負担金に関するアスワット委員会、農村地域の土地利用に関するスコット委員会、社会保険および関連のサービスに関するベヴァリッジ委員会がそれである」。カリングワースは、新たな都市計画制度が考案された背景には、政府の戦後再建へ向けた意欲と自信があり、戦前の統制的対策とは異なるものが目指されたとしている。また、都市計画制度は、「総合的な一連の社会改良計画の一部として考えられ」、バーロー・レポートの影響もあると見ている（同上 pp. 37-38）。

1947年の都市農村計画法では、「ほとんど全ての開発に計画許可を必要とすることによって開発を規制することになった。（中略）国中の全ての土地にわたって開発計画が準備されなければならなかった。開発計画は、それぞれの土地が開発され、または必要な場合には保存されるその方法の概要を示

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

すことになった」。そして、この都市農村計画法に前後して、工業分散法（Distribution of Industry Acts）やニュータウン法（New Towns Act）、国立公園および農村地域通行権法（National Parks and Access to the Countryside Act）、都市開発法（Town Development Act）などの立法が制定された¹⁶⁾（同上 p. 65）。これらの諸立法は、国土の健全な開発と整備を目指すという共通した目的の下で制定されたものとして、一体的に理解すべきであると思われる。

新しい都市農村計画の仕事を中央政府内のどこの省が担当するのか、カリングワースはこの点について、「これらの疑問は直ちに解答が出なかった。全くのところ、それらが投げかける問題は、今日でも残っており、何らかの理想的な解決策があるかどうかは疑わしい」として、中央政府内の各省および政治家間のかげひきを克明に描いている。都市計画や地域政策がどのような行政のしくみにより担われるのかという点に関心がある小論としては、この部分に関するカリングワースの描写には興味をそそられるが、ここではやや単純化してカリングワースの説明を再整理する。

住宅および地方行政に関する事項は元来、保健省（Ministry of Health）の責任であった。一方、官庁の建物の新增築を担っていた公共事業省（Office of Works）、後の公共事業・建築省（Ministry of Works and Buildings）の初代大臣となったジョン・リース卿（Sir John Reith、後に Lord）は、都市農村計画に強い関心を示した。そこで、保健省は「通常都市農村計画の権限を保持し、リース卿も、もっと将来のことを計画する」という両者の妥協（役割分担）が成立した。リース卿は、省内にアスワット委員会（Uthwatt Committee）と農村地域の土地利用に関するスコット委員会（Scott Committee）を設置して、意欲的に都市農村計画に取り組んだ。その後、保健省の有する都市農村計画に関する権限は公共事業・建築省に委譲された。ただし、リース卿はその直後、大臣を辞任し、彼の後任者は都市農村計画に関心がなかったため、結局、独立した都市農村計画省（Ministry of Town and Country Planning）が設置されることになった。この省は、イングラ

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

ドとウェールズのみを所管し、スコットランドについてはスコットランド保健省の管轄とされた。また、都市農村計画省は都市農村計画を所管し、保健省は住宅行政を、商務省（Board of Trade）は産業立地を所管し、「必要な場合には、協力のために常時調整を行なうという」しくみが成立した（同上 pp. 44-48）。

都市計画の執行主体である地方自治体に目を向けると、政府は、1945年に地方自治体境界委員会（Local Government Boundary Commission）を設けた。この委員会は、当初、自治体間の境界問題だけを再検討するために設置されたが、次第に自治体間での事務の再配分や地方行政制度の再編成にも関心を持つようになった。当初から、急激な変化に興味がなかった政府は、この委員会を廃止した。結局、1947年の都市農村計画法は、県と特別市を都市計画権限を持つ地方計画庁（Local Planning Authority）としたので、地方計画庁の数は1,441から145に大幅に減少した。これに対して、スコット委員会は次の2つの注文を付けた。一つは、市町村の有する知識を県に与えることが重要である。そこで、1947年法では、県は計画を準備する際、市町村と協議することを義務づけた。もう一つは、より大きな区域で計画を策定することが必要な場合の対応についてである。これについて、1947年法は、連合計画庁を設立できる権限を大臣に与えた（同上 pp. 48-51）。

5. おわりに

小論では、英国における地域政策の淵源や理論について整理することを目指して、そのため、英国の地域政策の形成や発展にとって重要と思われるバーロー・レポートやハワードの田園都市論、1947年都市農村計画法制定の背景・内容・特徴などについて整理してきた。小論を締めくくるにあたり、これまで整理した点をいま一度振り返ることにする。

バーロー・レポートの意義は、産業の衰退地域の振興のため、過密地域の問題まで含めて、英国を取り巻く社会経済の状態について包括的かつ科学的

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

に検討したことであった。バーロー・レポートの提案内容は、第二次世界大戦の開始により一時的に棚上げされたが、戦後、工業分散法の制定などにより実現されることになった。

また、ハワードの田園都市論は、ロンドンのような過密都市における不健康な暮らしを解消するため、都市と田園（農村）の両方の利点を兼ね備えた「田園都市」の創造を提案した。それは、住まいと仕事の両面の機能を有する町で、住民自身が積極的にまちづくりに関与することを求めた。

英国の都市計画の歴史は、19世紀の頃から公衆衛生と住宅政策を中心に展開されてきたが、特に都市の膨張にどう対応するかが課題であった。1909年や1919年の住宅・都市計画法、1932年の都市農村計画法の制定により、自治体は「都市計画」という開発の許可規制を通じて、都市の膨張を抑制してきたが、この都市計画をどこが担うのかという点については、国の側でも自治体の側でも試行錯誤が続いた。それに対する一つの解答が示されたのが1947年の都市農村計画法の制定であった。

言うまでもないが、小論で整理してきたバーロー・レポート、ハワードの田園都市論、都市計画法制の発展は相互に関連した内容であり、それぞれに影響を与えながら発展してきたと言える。小論での整理を終えるにあたり、英国の地域政策の淵源は、マックローンの指摘するように、20世紀初めの衰退地域対策（労働者移動策や衰退地域の振興）に求められ、また、地域政策の理念は、ハワードやバーロー・レポートが示したように、過密地域の分散、過密地域と衰退地域の均衡ある発展、住まいと仕事の両面での人間的な健全な暮らしの実現にあると言える。

バーロー委員会の一員であり、厳しい少数意見を唱えたロンドン大学のアバークロンビー教授は、その後、大ロンドン計画作成の中心となる。ハワードの田園都市論は、住宅不足の解消と過密地域の分散といった直面する現実的問題を解決するため、住民による自治的まちづくりなどの田園都市論の持つ理念面を置き去りにして、福祉国家政策の一環としてニュータウンの建設に形を変えていく。そして、1947年都市農村計画法も、戦後の社会経済の

変化の中で、その問題点が指摘されることになる。つまり、戦前期に形成された地域政策の理念やしくみは、戦後の時代状況の中で大きく変容することになる。しかし、それに関する整理は小論とはまた別の課題であり、戦後の時代状況の中で変容されるにしても、戦前期に形成された英国地域政策の意義は大きいことを述べて小論のまとめとする。

注

- 1) 他の政府補助金を受け取って事業資金を調達することは認められなかった。コミッショナーが支出できたのは、下水設備事業と農場への労働力の定着に関する事業などに限定されていた。こうした1934年法の下でのコミッショナーの制限された権限の中で用いることができた数少ない政策手段の一つが工業団地を提供することであった（マックローン 1973 pp.96-98）。
- 2) コミッショナーは、5年を限度として、特別地帯の企業の賃料、所得税に対して負担金を支出することができた。また、特別地帯の企業は国防税を免除された（同上 p.99）。
- 3) バーロー・レポートの訳者あとがき（p.346）では、バーロー委員会の活動についてより詳細に記されている。それによると、設立から1938年11月までの短期間に、政府および民間の40機関から122人、それに加えて個人の資格で10人から証言を得て、9か月ほどで報告書を作成したと記されている。
- 4) 基礎産業（basic industries）とは「交換を目的として、産業が立地している地域以外の場所へ製品を送り出すような産業」のことを言う（バーロー・レポート 1986 p.28）。
- 5) エセックス、ハートフォードシャー、ケント、ミドルセックス、サリー、バッキンガムシャー、ベッドフォードシャーの各カウンティ。
- 6) コナベーション（conurbation）とは、都市計画学のパトリック・ゲディス教授（Patrick Geddes）によれば、グレーター・ロンドンのような「都市地域（city-regions）」あるいは「都市集合体（town aggregates）」を指し、フォーセット教授は、「連続した一連の住宅、工場、その他の建築物によって占められ……農村によってたがいに分離してはいない地域」と規定している（バーロー・レポート 1986 p.6）。
- 7) 1934年に制定されたthe Special Areas（Development and Improvement）Actには、先行研究において、特定地帯法と特定地域法という2つの訳があるが、小論では、特定地帯法の語を用いる。
- 8) シティと首都警察管区からなる693平方マイル、ロンドン交通地区およびグレーター・ロンドン地域計画地区の1820平方マイル、ロンドン旅客輸送地区の1986平方マイル、首都交通地区の2417平方マイルなどがある（同上 pp.156-157）。

英国における地域政策の淵源と理念に関する覚書（石見）

- 9) 新訳書の記者である山形浩生は、記者あとがきの中で、1898年版と1902年版の間の変更点について次のように指摘している。田園都市の水供給について扱った巻末の補遺や、田園都市の行政運営について解説した「行政：俯瞰図」の章（第8章と第9章の間に置かれていた）、そして、いくつかの図も削除された。本の題名が変更されたことについて、1898年版にあった「真の改革」という言葉は当時、共産主義を連想させ、投資家たちが嫌ったからであるとしている（記者あとがき pp. 270-271）。
- 10) アンウィン（Raymond Unwin）は、その後、英国の郊外住宅地の形成において重要な役割を果たした。彼のその代表作は、ロンドンのハムステッド田園郊外（garden suburb）の設計であった。アンウィンはレッチワースやハムステッドにおいて、住宅地の中を車が通過できないクル・ド・サック（行き止まり道路）や共同緑地、中庭を囲い込む集合住宅（クオドラングル）を取り込んだ設計により、中世の村落のイメージを再現しようとした。ただし、田園都市が「働き住む」町だったのに対し、田園郊外は専ら住むことを主体とした町であるというちがいはある（西山 2002 pp.18-22）。
- 11) ハワードの弟子のフレデリック・オズボーンによれば、ハワードは、1850年にロンドンで小店主の息子として生まれ、21歳の時にアメリカに渡り、ネブラスカ州の土地を購入し農業を試みたが失敗し、その後、シカゴで速記者や法廷・新聞の記者として働き、1876年に英国に戻り、公式議会記者の企業ガーニースで働き続けたとしている（ハワード 2016 p.21）。
- 12) レッチワースやウエルウィンの田園都市に関する英語での紹介文献としては、Osborn 1969、Hertfordshire Library Service 1990、Ashworth 1954、Miller 1989、Macfadyen 1970がある。日本語では代表的なものとして、下総 1975がある。
- 13) 西山は、レッチワース田園都市の経営組織や経営方法の変化を、政府の住宅政策への方針の変容とも関連させながら説明している。第2期の公社組織となった時期は、政府が福祉国家建設の一環として集権的な住宅政策（ニュータウンの国有化もしくは公有化）を推進していた時期であったが、レッチワースは、政府の力に屈したわけではなく、民間資本による買収を逃れるため、自らの意思で、信託組織としての公社化の道を選んだ（この点が、経営の安定のため、国家政策としてのニュータウン指定を容易に受け入れたウエルウィンとのちがいであった）。また、第3期の非営利組織化の時期は、1970年代後半から始まった国の地域政策の転換（ニュータウン開発公社の廃止、ニュータウンの民間への売却、つまり、ニュータウン政策の終焉、それに代えて、老朽化した市街地の再開発などのインナー・シティ政策への転換）の時期であった（西山 2002 第4章および第5章）。
- 14) ネビルやアダムズは、多くの借地人を集めるために借地人にとって魅力的な賃貸借制度を提案したが、ハワードは借地人に厳しいしくみを主張した。また、ハワードは、レッチワースの経営に関して住民の代表者の参加を主張したが、ネビルはそれに反対した（同上 p.77）。

- 15) 1930年から40年の間にイングランドとウェールズで270万戸の住宅が建設された。1919年から39年の間にグレーター・ロンドンの人口は、自然増により約75万人、流入により125万人以上増加した（カリングワース 1972 p.28）。
- 16) 工業分散法により、工業の適切に分散に関する責任は商務省の権限とされ、商務省は工場の新増設に関する許可証明を発行するようになった。また、融資や補助金により、開発地域に工業を誘導する権限も付与された（同上 p.40）。

参考文献

- Ashworth W., *The Genesis of Modern British Town Planning*, London: Routledge and Kegan Paul, 1954（下総薫監訳『イギリス田園都市の社会史』御茶の水書房、1987年）
- Cullingworth J. B., *Town and Country Planning in England and Wales*, 3rd ed., London: George Allen & Unwin, 1970（久保田誠三監訳『英国の都市農村計画』都市計画協会、1972年）
- Dennison S. R., *Location of Industry and Depressed Area*, London: Oxford University Press, 1939
- Hebbert M. (ed.), *British Regionalism 1900-2000*, London: Mansell, 1989
- Hertfordshire Library Service (ed.), *Garden Cities and New Towns: five lectures*, Hertford: Hertfordshire Publications, 1990
- Howard E., *Garden Cities of To-Morrow*, Cambridge, Mass: MIT Press, 1965（山形浩生訳『[新訳] 明日の田園都市』鹿島出版会、2016年）
- Macfadyen D., *Sir Ebenezer Howard and The Town Planning Movement*, Manchester: Manchester University Press, 1970
- McCrone G., *Regional Policy in Britain*, London: George Allen & Unwin, 1969（加藤譲・杉崎真一監訳『イギリスの地域開発政策』大明堂、1973年）
- Miller M., *Letchworth, The First Garden City*, Chichester: Phillimore, 1989
- Osborn F. J., *Green-Belt Cities*, London: Evelyn, Adams & Mackay, 1969
- Owen J., 'Regionalism and Local Government Reform 1900-1960' in Garside P. L. and Hebbert, M. (ed.), *British Regionalism 1900-2000*, London: Mansell
- Report of the Royal Commission on the Distribution of Industrial Population* (Barlow Report), Cmd. 6153, London: HMSO, 1940（伊藤喜栄・小杉毅・森川滋・中島茂共訳『イギリスの産業立地と地域政策（バーロー・レポート）』ミネルヴァ書房、1986年）
- 下総薫『イギリスの大規模ニュー・タウン』東京大学出版会、1975年
- 西山八重子『イギリス田園都市の社会学』ミネルヴァ書房、2002年